平成２７年（フ）第３２１３号
大阪府東大阪市大蓮南３丁目７番11号、開始決定時大阪府東大阪市新庄３丁目15番３号
破産者　新福　正光
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９０号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番36号シャーメゾン長原202号、開始決定時大阪府八尾市太田３丁目148番地の23
破産者　松本　愼一
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２３５号
大阪府寝屋川市香里本通町10―19　香里パーシーハイツ107号、開始決定時大阪市城東区鴫野西１丁目２番13―212号
破産者　山下　大地
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５５号
大阪府羽曳野市野々上２丁目24番12号、前住所大阪府東大阪市若江西新町４丁目３番25号メゾンラフィネ101
破産者　吉本まゆみ
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
広島市東区戸坂数甲２丁目９番12―101号
破産者　黒光　義一
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
北海道小樽市桜１丁目９番15号
破産者　中村　良治
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第８５号
北海道常呂郡訓子府町字日出18番地10、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町字豊坂15番地４
破産者　齊藤　政市
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
秋田県横手市大雄字西館合23番地２
破産者　柴田　　靖
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４７号
群馬県伊勢崎市波志江町4335番地８
破産者　樋口みどり（旧姓星野）
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７４０号
横浜市神奈川区松本町４丁目34番地１　ヒルズガーデン小泉301号
破産者　伊藤由美香
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７７号
横浜市緑区中山町49番地３　レジデンス数沢102、開始決定時の住所横浜市緑区青砥町821番地39
破産者　猪狩　　榮
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９号
新潟市東区松崎１丁目21番７号
破産者　山田　雄二
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
新潟市西区小針４丁目39番20号　レジデンスＫ　Ｃ―102号、前住所新潟市中央区白山浦２丁目８番地
破産者　高見畳店こと　高見　俊栄
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
愛知県刈谷市半城土町芦池裏167
破産者　野村　孝志
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
愛知県岡崎市蓑川新町３丁目８番地８　テリア203号室、住民票上の住所愛知県豊田市新町３丁目38番地２
破産者　佐藤　泰紀
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
神戸市西区玉津町居住273番地　ソレイユ玉津204号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1046番地の１　1306号
破産者　菅野　順子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係